

平成26年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成26年3月11日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
第3号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
第6号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第7号議案 幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正について
第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正について
第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正について
第15号議案 町道路線の認定及び廃止について
第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算
第24号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計予算
第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算
第28号議案 平成26年度幸田町駅前土地地区画整理事業特別会計予算
第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算
第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君

10番 夏目一成君 11番 笹野康男君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 浅井武光君
16番 大嶽 弘君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木 司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤 学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教 育 長	小野伸之君	教 育 部 長	春日井輝彦君
消 防 長	山本正義君	消 防 次 長 兼 予 防 防 災 課 長	齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 杉浦あきら君、3番 志賀恒男君の両名を指名します。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 第2議案から第15号議案までの14件と第23号議案から第31号議案までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

3月10日の本会議で第24号議案までの質疑は終わっております。

よって本日は、第25号議案に係る質疑から行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険特別会計の平成26年度でありますけれども、この予算編成に当たっては1%増としているということでありました。そこで、平成26年度は2.7%の増となっており、この加入世帯の世帯数と加入者の見込み数をお聞きするものでありますけれども、予算に盛り込んだ世帯数と加入者見込みをお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 平成26年度の国民健康保険税の世帯数と加入者ということであります。その前に、25年度の今現在の見込みをちょっとお話しをしたほうがいいと思いますので御説明申し上げますと、25年度の世帯数で4,772世帯、加入者数で8,835名であります。今までの経過から見まして、ほぼ世帯数で1%程度上がっておるということで、平成26年度の見込みとして4,850世帯、加入者数で9,100名ということで見込んでおります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は前年度の6,000万円の繰り入れにプラスをして2,000万円をプラスし、そして8,000万円の繰り入れをするということで説明がありました。そこで1人当たり、1世帯当たりの額についてお聞きしたいというふうに思います。

次に限度額でございますけれども、国のほうでは国保法を改正し、そして現行で言えば、限度額に医療分を2万円そして介護分を2万円、合わせて4万円を引き上げることではありますが、幸田町にあつては、これはまだ取り入れられていないわけでありまして、現在の限度額を超える対象人数についてお答えがいただきたいと思っております。

また、資料要求としていたしました軽減制度について出させていただきましたけれども、これは、この資料の内容で言えば、新しく平成26年度から変わる法定減免、この減免制度に基づいた内容で試算されたのかどうか、その点についてあわせてお聞きしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、1点目の繰り入れの関係でございます。一般会計からの繰り入れにつきましては、法定分と法定外分というものがあるわけですが、その法定外分の繰り入れにつきましては、福祉の補給分であったりとか財政支援分として繰り入れをし、総額で1億5,100万円とするものであります。その中の財政支援分としまして前年度6,000万円ということで繰り入れをしておりましたが、この保険税等を下げる、引き上げを抑制するための支援分として行っておるものを2,000万円追

加し、8,000万円ということにさせていただきました。この増によります法定外の繰入金、この総額の被保険者の1人当たりの額でありますけれども1万6,593円、1世帯当たりでは3万1,134円となります。ちなみに、今までは県の水準になかなか達していなかったというところでありまして、これは平成24年度の県の平均値1万6,517円というのがあるわけですが、やっとここに追いついてきたかなということで考えております。

それから、限度額の関係につきましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、まだ法制度がしてありませんけれども、今期分で2万円、介護分で2万円の限度額が引き上げられ、今まで総額77万円であった限度額が81万円になるということでありまして。対象者につきましては、これは平成25年度の現在の保険者の方の試算でしかございませんけれども、世帯数、見込みであります。医療分で115世帯、後期分では110世帯、介護分では39世帯ということになっております。

それから、もう一点、提出させていただきました軽減世帯の見込みの関係でございますけれども、これにつきましても7割、5割、2割の軽減があるわけですが、この中の5割と2割について税制改正がされまして、改正されるという見込みで今試算しております。25年度現在での数字の中での方たちがそのまま移行したとしたらということを出させていただいたその対象者数ということでございます。そのほうでよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、限度額が81万円になるわけでありまして、この予算ではその限度額の引き上げ分を見込んだ予算になっているのかどうなのかということですが、その点についてお答えいただきたいと思っております。

次に、平成25年度の人数をそのまま移行した形の中で軽減を図ったよということ、5割、2割軽減について言えば、それを盛り込む内容になっているということでありまして。ですから、あわせて新年度予算についての国の改正に基づいて全て盛り込んだ内容になっているのかどうなのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 81万円になる見込みで、当初予算は組んでございます。

それから、この2割、5割、7割の関係につきましても、これは見込みでありますけれども、税制改正は多分もうじきには法改正されると思っておりますけれども、それも見込んだ形での当初予算を計上させていただいておるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、新年度予算につきましては、限度額も4万円引き上げられる。これは、それぞれ限度額が違うわけでありまして、先ほど聞きましたように、世帯もまちまちというふうになっているわけでありまして、しかしながら、限度額があわせて引き上がる世帯について言えば、総額4万円も引き上がるわけでありまして、これではますます高くて払えない国保税というふうになってしまうのではないかと、いうふうに思うわけでありまして、そうした点で収納率は93%を見込むということに

なっております。どんどんこれでは滞納もふえ、国保会計が成り立たなくなっていく、こういう構図が出てくるわけでありまして。そういう中で、今回の2,000万円の繰り入れでプラスをした、合わせて8,000万円にしたという、このいきさつは限度額の引き上げ等による増収分も見込み、そしてその分を補う形の中で財政支援という形で措置がとられたのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かにおっしゃられるとおり、限度額が引き上げられますと、当然その方たちの負担は多くなるということがございます。一方、また2割、5割の軽減の関係につきましては、当然その方たちに対する軽減率が上がってくるということがございますので、対象者がふえてくるということがございます。26年度の当初予算の積算をする中で、2,000万円を増しようということ今回予定させていただいておるわけですが、これにつきましては保険料のもちろん抑制の関係もございまして、まだ幸田町についてはどうしても法定外繰り入れの関係では、県下の中では非常に低いという状況もあるということも含めまして、先ほど言われる限度額を上げた分の対応ということだけには限らず、そういった繰り入れの関係につきましては、なるべく県のほうの平均値みたいなところに合わせる形での対応ということで財政当局をお願いをし、今回増額をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の予算説明に当たっては、限度額の引き上げ等や、あるいは5割、2割軽減の対象者が拡大されたと、そういう中の説明はございませんでした。そこで、この軽減の対象者の引き上げ、これが現制度による対象者と拡大されたことによってふえる対象者、これは現行、平成25年度の数字でないというふうに思いますので、拡大によってその引き上がった人数というのはそれぞれ何人か、あわせて答弁がいただけたらと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 説明をさせていただいたときに、実際には法制度がまだ定まっておりましたので、その分については説明をさせていただかなかったということでもあります。今回の提出させていただきました資料の中で軽減世帯、軽減額が書いてあるわけですが、平成25年度の現行のままの数値と、それから新しいところがございますが、現行の制度の数値というのは、実は申しわけございません、私はちょっと承知しておりません。ただ、前年度の対比をちょっとしてありますので、現在25年度ありますが、軽減世帯数で申し上げますと、実際には医療分が1,962世帯あるわけですが、後期介護につきましても基本的にはその中の方に含まれておるということで、医療分だけでちょっと申し上げますと、7割軽減分で135名の方がプラス、5割軽減では249名がプラス、2割軽減では79名がプラスと、合わせて463名の方がふえておると、全体では30%程度が増ということでございます。金額につきましても総額で1,700万円ほどふえておるとこの数値を承知しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の対象世帯の拡大につきましては5割、2割軽減であります。ところが、7割軽減がふえているということは、これは制度改正によるものではなくて、所得が減少してきている、いわゆる住民が厳しい立場に置かれている、こういうことの反映で法定減免の拡大が行われた、法定減免の対象者になったということになるわけですが、そうした厳しい状況に置かれているということを指摘して終わりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の質疑等がありまして、結局税がどんだんその負担がふえてくる。片や減免制度が充実とっていいかどうかはともかくとしていって、対象が拡大されてくる。そうしたときに、法定の範囲内で減免をする。しかも、その内容が極めて幸田の場合狭いというような形で、従来から指摘もしてまいりました。昨年12月に一般質問で、公私の扶助の基本的な考え方は何なのかということと、各種の減免制度の中に公私の扶助を受けるものというものをきちんと位置づけて、そして町税が中心になるわけですが、町税以外にも国保税を含めた税にかかわって統一的にその公私の扶助を確立すべきだということを指摘してまいりました。その段階での答弁は検討し何とかしましょうかといいますか、そういうレベルであったわけでありまして。その後、どういうふうな検討されてきたのか、まず答弁を求めたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 法定減免の関係の公私の扶助ということでございます。12月議会の中でも町税の関係、国保税の関係で御質問いただいたことは承知しております。公私の扶助につきましては委員のほうから御教授いただきまして、ある局長の答弁の中の言葉をお聞きし、実は私も初めて知ったところでございますが、国保税の関係につきましては今の考え方としましては、当然そういった生活保護も含めましてさまざまなそういった公私の扶助を受けておられる、その部分について減免の対象になるよということでございますが、その国保税の関係につきましては、生活保護につきましては、これは実際には課税の対象から、まず被保険者から外れるということがございまずし、福祉の関係では障害者であり、母子医療の関係の条例の中で減免制度を設けておるということで、若干町税のほうとは課税客体が違うのかなということもございまずけれども、そういった中でそういった公私の扶助の関係も含めた形で対応がされておるということで理解しておりますので、現行の制度のままで何とかお願いしたいということになっております。よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたように、基本的には町税の減免制度が中心になってくる。その町税の関係、町税というよりも町民税と固定資産税、その関係が中心になってその内容を受けて、それぞれの関係部局がそのことに対する右に倣えとは言いませんが、それを中心にという点で今幸田町の減免制度が運用されてる。しかし、現実の間

題として、ここは総務の関係じゃないし、一般会計の関係はもう終わりました。しかし、内容的には一般会計にかかわる町民税の関係のことが中心になってくる。そうした点で12月の議会でもそういう調整を図りますよと、全体的に縦割りの中で、あっちがやるけどこっちはないという形が一つは問題ですよということも指摘してまいりました。それともう一つは、各種減免制度は申請が前提ですよと、申請の場合は申請する側がその制度を熟知するなり、熟知しなくてもおおよそこのぐらいじゃないかというものがないと、これは申請がなかなか進まない。ですから、申請というのはまず行政の側が知らせることだと。つまり、知らせて、知って、申請をする、そういう取り組みが極めて不十分、申請をしないのが悪いんだと。申請しない側としては制度があるかもわからんという形の中で生かされていないという問題を含めて、じゃあ、これを幸田町という一つの自治体の中で、どういうふうにこれを統一的な形の中で運用しながら、申請が前提ではありますけども、申請ができるような環境をどう整備するかという点ではどういうふうな検討をされてまいりましたか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先回の12月議会が終わってから、これは町税ともそういったところについては一部話をしたところがございます。町税のほうでは検討しておられる最中だということは今伺っておるわけですが、その内容について、まだ最終的な調整というのはさせていただいてないのが現状でございます。国保税の関係につきましては、こちらのほうの側のことについては、一応こういった方針でということはお示しをしてあるというところがございますけれども、町税のほうでまたそういったところについてはさらに検討されどうされるか、最終的には調整していきたいなというふうには考えております。

それから、住民にお知らせをするという、これは私も実はそう思うわけでして、なかなか周知下手というのが、これは行政の常かもしれませんが、お知らせしておるつもりなんですがなかなか行き渡らない、もしくは受け入れていただいてないのかもしれませんが、事あるたびにその減免申請についてはしていただくような通知を差し上げておるところでもありますし、申請の関係で私どもが状況的に把握させていただいた内容の中では、こちらのほうから個々にお知らせしながら、減免申請の手続をしていただくような御案内を差し上げ、対応させていただいておるというところがございます。さらなる周知というのは当然必要かと思っておりますので、事あるごとにまた、周知のほうについては徹底していきたいなというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 全国的にもつい最近の新聞報道もありますが、結局国保税がどんどんどんどん引き上がってくるという中で、今回も限度額が引き上げられるという中で、結局行政側としてはこうした減免制度を知らせるということよりも、手っ取り早い話ね、全部差し押さえしちゃえという形の中で、国保税の差し押さえが今急増しておるという内容があります。平成24年度、全国的には24万件、合計で900億円差し押さえをした、幸田町もね。払えなかったら自分の家屋敷を売っ払って、借家に住んで滞納分払

えよという議論が、議会の中で議員がしゃあしゃあとと言うと。そういう今の町の状況のときにお説のとおりでございますと、自分の家屋敷に住んで滞納するのはとんでもない話だといって差し押さえを強行する。差し押さえがあつて当然だというような状況があるということも事実。ふえてきておりますよね、差し押さえの件数。これはまた、あしたの特別委員会の総務関係でふれるつもりでおります。国保に限って言うならば、国保にかかわる減免の規定が、うちは条例があります。じゃあ、条例の中で減免の事由、どういうことを理由にするかという点で、一つのデータの的には1番から9番までそれぞれの項目がございます。これを全部言つてると時間がなくなるわけですが。ただ、そうした中で幸田町は病気による減免の対象がない。低所得者には減免の規定があるけれども、こういうリーマンショックも含めて、あるいはリーマンショック以降、派遣社員あるいは派遣の従業員がぼこぼこぼこ切られてくる。そうしたときに失業する、収入減をする。失業前は幸田の場合はあるわけです。収入減の場合は、その対象にはしてない。それは今は生活保護の対象になつると、読み方次第ですわ、これは。今の規定でいくと、町税に持たれておりますけれども、生活保護をどうするのかとっていったら、固定資産税にかかわる公私の扶助を受けるものという規定しかない。だから、固定資産税以外の税目では、この生保にかかわる問題については、国保の減免規定の中にはありません。そのほか特別な事情があるもの、この特別な事情があるものというのは、行政がどれだけしんしゃくをするのか、裁量の幅がある。これは結構ほかの自治体も含めて、そういう自治体としての裁量を持つてゐるわけです。それは何かとっていったら、結局制度を生かすも殺すも政治次第、行政次第ですよと。言い方が悪いですが、行政の胸先三寸で状況を判断しながら、さまざまな該当する項目には当てはまらないけれども、やっぱり特別な事情がありとして減免をする。こういう減免事由の中で規定を設けてゐる自治体も結構あります。そうした点でいきますと、減免制度そのものは一応あります。ありますけれども、内容的に極めて不十分だし、町民税、その中の個人町民税、固定資産税、これは都市計画税とセットになつてゐるわけですが、それと介護保険、あるいはこの国保というものが一体的に連動した形の中で運営されていないという点でいけば、私はさらにきちっと統一的なものをつくっていくべきだと。そうやっていかないと結局差し押さえをすることが前提ですよと、滞納イコール差し押さえ、保険証の取り上げは短期に切りかえるという形の中で対応することがいいかどうか。少なくとも日本の医療保険制度というのは国民介護保険だと。さまざまな事情があるけれども、一番下支えになつてゐるのは国民健康保険。その国民健康保険で、幸田町はいろいろあつて資格証の発行はしてありません。これはいいことだと思う。しかし、1カ月、3カ月、6カ月という短期の保健証が命を脅かすような状況に置かれてゐるという点での認識もきちっととっていただきたい。幾つか申し上げましたけれども、要は、横断的にきちっとされるということと、もう一つは県下の状況についてはあなた方自身もよく承知の上だと。その中で、県下の中でも多くの自治体が減免事由に挙げてる、その中でも先ほど申し上げた幾つかの項目については、幸田町はやっておりません。そうしたことも含めてどう充実するのか、この点について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 私も以前、議会の関係の委員の質問にもいろんな関係ではお聞きしたところもあります。減免の関係の例えば病気、例えば退職についてどう対応するかというところについては、その時々でお答えさせていただいておりますけれども、基本的にまずここから国保税の課税をさせていただく場合には、制度の中の規定を用いて課税をさせていただくということ以外にはまず方法はないと。その後の状況に応じて、それぞれの対応をさせていただくということにつきましては、個々の方々の家庭の事情等々もさまざまでございます。そういった場合につきましては、個々に御相談申し上げ、その時々に関係する形で対応させていただいているというふうには理解しておるわけですが、差し押さえにつきましては、何でもかんでも差し押さえをしるということではなく、当然御相談申し上げ、住民の方々の御理解を得ながら、その中である一定の方たちにつきましては差し押さえというようなことを対応させていただいているというふうに、私は理解しております。何にしましても、そういった方々の御意見、御相談については当然これからも応じていくつもりでございますし、無理こうやっこう、何でもかんでも取ってしまえ、差し押さえてしまえというふうなことをするつもりはございません。減免制度につきましては、当然さまざまな市町村でいろんな制度を持っておみえになるところもでございます。幸田町が特に低いというわけでもございませんし、まずは抜けていいというわけではないということは承知しております。一度近隣の市町村の状況も見ながら、その辺についてはさらに一つ研究をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、さらに内容的には充実していただきたいということと、これは税法上の関係で、換価の関係が来年度から新しく取り組みの内容が変わってきます。あとは、それは税務関係ということで、あしたの中でその換価の関係も含めてやってまいります。ただ、そうしたときに、じゃあ来年度の愛知県の国保にかかわる補助金の関係はどういうふうに変ってくるのか。ここでいきますと、県の補助金が70万円が35万円、半額になってるわけですね。県の関係は大村県政が1期目は反自民という形で155万ですか、県の知事選挙では最高の得票を挙げたと。だけど、もう来年の2月の県知事選挙になったら自民党にすり寄って、自民党からよいしょして知事に出てくると。そういう中でどういうふうに進めてきたのかといたら、大型開発最優先という形の中で県民の福祉や医療にかかわる補助金やら、県の果たすべき役割がどんどんどんどんなくなった。じゃあ、国保はどうなるのかという点が今新聞で一部出てましたけれども、国保にかかわる県の補助金というのはどういうふうに変ってまいりますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 県の出資金につきましては、これは総額でございますけれども、対前年度比で11.2%の増ということで、国保については増減は当然でございますけれども11.2%の増ということで承知しております。これが多いかどうか、少ないかどうかというのはちょっと検証してございませんので、申しわけございませんがよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

- 14番（伊藤宗次君） そうしますと、トータル的にはその予算の関係を書いてます予算書の196ページですよね。違いますか。予算書は持ってきとらん。
- 議長（大嶽 弘君） 答弁を求めます。
健康福祉部長。
- 健康福祉部長（鈴木 司君） 県の関係につきましては196、197ページでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 今あなたの言われた対前年の関係でいきますと、11.2%の前年比増といいますが、前年比増に該当する費目という点からいきますと共同事業交付金、これがある。これが1,000万。あとはみんな三角ですよね。あとは全部三角。財政調整交付金が若干ね、2,000万ほど、こういうものをトータル的に含めて県の補助金という形で考えておられるのかどうなのか、あわせて答弁がいただきたい。
- 議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（鈴木 司君） 今、私が11.2%と申し上げましたのは県支出金トータルでの話でございます。国保の関係につきましては、先ほど申し上げましたように減であったり増であったりということで、共同事業の関係につきましては当然減でありますし、財政調整交付金の関係につきましては増ということになっております。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。
以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。
次に、第26号議案の質疑を行います。
13番、丸山千代子君の質疑を許します。
13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 後期高齢者医療制度におきましては2年ごとの保険料の引き上げであります。来年度、平成26年度はこの2年ごとの引き上げの年になるわけでありまして、そういう中で資料要求をいたしました軽減措置の対象別人数を出していただきましたが、今回のこの中で、夫婦2人のモデル世帯、これは広域連合が出しているモデル世帯に基づいての人数でございます。その人数で見ましても、2割軽減以降、年金が260万の夫婦世帯の場合は増額になってしまうという、軽減がきかないというようになるわけでありまして、この今回の引き上げ、見直しが9割軽減でも夫婦合わせて400円。それから、また2割軽減でも夫婦合わせて7,500円の引き上げがなされるわけでありまして、年間保険料にしてまいりますと14万9,700円と、これは2割軽減におきますと、年金収入が238万円で14万9,700円もの医療費負担をしなければならないということで、75歳以上の高齢者にとってはますます負担がきつくなる、こういうようなことがモデル試算のケースからも伺えるわけでありまして、その点についてどう見られるかということでありまして。
また、幸田町の滞納者数が前年度で言えば、11人ということで、滞納もふえてきている中でとても払いきれないということが伺えるのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうしたこの後期高齢者医療制度はものを含んでいるということが言えるかというふうに思います。そうした点で、この人数についてどう見られるかという

ことでありますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 後期高齢の平成26、27年度の保険料につきましては、所属割で9%、均等割で4万5,761円ということで、アップされたということでございます。この要因につきましては、これは連合のほうで継承しておみえになると思えますけれども、保険料が増加する理由の一つとしては当然医療費が伸びておること、それから、高齢者の人口が増加した、10.51%から10.73%に増加したということで御説明を受けておるわけですが、これにつきましてはこの医療費等の伸びによりまして、それぞれの保険者の方たちの保険料で賄う部分、当然国、県、町につきましても負担しておるわけですが、恐らくそういったところに対しての御負担をお願いするしかないであろうということで考えております。ただ、保険料の増加を抑えるための方策も当然考えておみえになりまして、剰余金であったりとか基金の活用で今回はその増加分については抑えられたということで伺っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 限度額も国保に倣って引き上げられたということですが、限度額については幾らかお答えがいただきたいと思えます。

それから、負担増を抑えるために基金の繰り入れをされたということですが、連合の予算でいきますと、さらなる基金の積み立てというものも含んでおるということを報道もされているわけでありまして、その点についてはいかがかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 限度額につきましても、26年度から55万円であったものが57万円に膨らんできたということでございます。

基金の繰り入れの関係のことにつきましては、申しわけございません、ちょっと数字が出てきませんので、後ほどまたお答えさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 愛知県の広域連合におきましては、基金の繰り入れで値上げを抑えたということですが、しかしながら、次の予算ではさらなる基金の積み立てを予算化しているということで負担増を図ってきたということが言えるかというふうに思えます。そこで幸田町の段階別といいますか、加入者世帯数をまた対象別人数でお聞きしたいというふうに思いますので、次回の予算特別委員会に回したいと思いますので、その点の御答弁がいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけございません、基金の関係につきましては、94億円の繰り入れをしたということで伺っております。

それから、先ほどの段階別の保険者数につきましては、ちょっと数字が、私は出しているかどうかわかりませんが、お出しできるのであればお出ししていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2年に一遍ずつの保険料の見直しという形で、何かそれが制度化されてるわけですが、何かいいようなことを言われてる。大もとからいったら、年齢によって医療保険を変えていく、こういう制度そのものがおかしいんですよ。75歳になったらおまえ早くいってくれと、いってくれるために粗末な医療保険制度になって、後期高齢者の中にほうり込まれると。この前段は基本的には老人医療保険というその中でやられて、その負担がどんどんどんどんきつくなるから別立てにして、後期高齢者医療制度という世界に例を見ない医療保険をつくって、そして年齢によって全部囲い込みをする。その中で高齢者がどんどんどんどん粗末な医療と高い保険料負担にあえぐ、これが今の現状だというふうに指摘ができると思います。そうした中で法定減免といわゆる言われるところの減免の関係からいけば、9割、8.5割、5割、2割という形になっております。また、所得割については5割ということですが、この制度の関係からいったら県の制度だ、あるいは国の制度だということですが、それ以外に我が町として軽減の関係で、公私の扶助という形の中でどういう形で泳げるのか、これは私はあると思うんだ。先ほど申し上げた均等割にかかわる軽減と、一つは所得割にかかわる軽減、これは所得割は5割だと。そういう中で細分化をしていく、特に所得割の関係からいったら、これは私はやれる要素はあるだろうと。結局県が言った、国が言った、それをみんな右に倣えにして国から市町村まで押しなべて全部同一という内容は、それは一つの制度として貫徹されるというのは、それはしょうがない。しかし、それぞれの自治体が国の縛り、県の縛りの中でしか動けないということになると、私は自治というものが死んでいくと、そういった点からいけば、少なくともここでいくなら均等割がいいとか悪いとかいうことを言っとるわけじゃなく、所得割が5割というだけからいくと、その幅というのは極めて狭いじゃないのと。優遇を含めていくなれば、2割、5割、7割というのがいいか悪いかは別ですが、今の一本立てという5割だけが軽減の対象という所得割の関係からいったら、そういうのをふやしていくという選択肢、あるいは政策的なものはお考えなのかどうなのか。それは基本的には公私の扶助だと、こういう形の中できちっと位置づけていくという点からいけば抵抗あると思うんだ。抵抗あるけどもやったら勝ちという言い方はいかんですが、どこかで何かを突破口にするときには常に矢面に立つ、矢面に立つことによっていろんな風当たりはある。あるけれども、それはどこの自治体とかそういうところにずっと広がっていけば、それはやがて制度となってくるということも含めて、そういう政策なり選択肢については、お考えがあるかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 委員がおっしゃられるとおり、高齢の制度の中におきましては、これは県下同一の制度の中で取り組みがされ、なかなか市町村独自の上乗せ等の規定についてはないというのが、これは実態でございます。今言われるとおり、当然そういった公私の扶助とっていいかわかりませんが、こうした軽減制度の拡充については確かに広域連合の議会の中でも陳情がされ、そういったことについては議論されておるといことは承知しております。先陣を切ってという思い切ったことが

できるかどうか、これは幸田町ができるかどうかというのは検証したことは基本的にはございませんけれども、他の市町村につきましても、当然こういった同じ実は課題を抱えておられると思いますので、ほかの市町村の関係でも当然そういった要望等もされておるといことも伺っておりますので、そういった中で、県下同一の対応の中でのそういった軽減制度の拡充というのは当然要望していきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはそれとしてね、県下でみんな同じ共通の悩みを持つてると、同じ自治体でお互いに力を合わせて県の基準にしていこうじゃないかという取り組みは、それはそれで結構だと思うし、それはぜひ早目を実現するという点で。もう一つは、一点突破で誰かがやっぱりやっぺいかないかんですよ。これは日本のことわざなんですけれども、アリの一穴で堤防が崩れるということが言われております。どこかで誰かが矢面に立ってその突破口を開くことによって、それが全体のものになってくる、こういう取り組み、あるいは先進的な考え方をしていくということも含めて、これは制度改革の問題、全体がある。しかし、その取り組みというのは、幸田町が何か先陣を切って跳びはねてるなという批判は受けないはずなんです。先ほどのあなたも答弁されたように、みんな県下は同じような悩みであり、悠久である。できればそれを統一化して県の制度の中に生かしていきたい、それは当然だと思うんだ。そういう中での、じゃあ先陣としての、先陣という言葉に抵抗があるとするなら、やっぱり幸田町における後期高齢の加入者の生活の実態と制度の不十分さ、それをどうやって改革、改善していくかという取り組みは、私は引き続き進めさせていただきたいと同時に県下同一の取り組みと歩みをしたというの、それはそれでいいですと先ほども申し上げとる。じゃあ、一点突破の関係はどうなんだと。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 非常に答弁が難しい御質問でございますが、一点突破といえますか、幸田町が先陣を切ったということにつきましては、なかなか今の現状の中では、ほかの市町村の関係もございまして難しいのかなというふうな気はしております。当然機会があればやりたいなあという、これは個人的な思いでございますけれども、そういったことについては当然同一のその制度の中でやはり運用されている、この制度については現状のままでできればお願いしたいし、先ほど申し上げましたように、それぞれの市町村が抱えておみえになる悩みにつきましても、これは同一だと思いますので、他の市町村ともそういったいわゆる連携をしながら、そういった制度改革について一度協議、検討をしていきたいなというふうな思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第27号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 安倍内閣が消費税増税と社会保障改革路線、これを具体化した医療・介護の改革法案というものを国会に提出したわけでありましたが、そういう中で、また、国は昨年の国会で社会保障解約プログラム法案というのを強行採決をしたわけでありまして、医療関係はことしの10月から、介護保険関係は来年4月から順次施行するという予定でありましたが、こうした中で、社会保障制度改革による幸田町の介護保険における影響とその対応についてお聞きするわけでありまして。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 社会保障制度改革による影響と対応ということでございますけれども、先ほど委員がおっしゃられますとおり、この国会におきまして、医療・介護の総合推進法案が提出されております。この中で、今重立ったものとしましては、要支援者のサービスの町の事業へのそういった参入であるとかさまざまなものがあるわけですが、この内容につきまして、これは現状としましては、そういったものがこの切り捨てというような言葉がよくはないわけでございますけれども、そういったものが外されるということになれば当然影響はあろうかと思っておりますけれども、その対応につきましては、これは前回の一般質問の中でもお答えしましたとおり、その内容につきましては29年度からの施行ということで、完全移行ということの中で、26年度の中で町の介護福祉計画の策定をしていくわけですが、その中で取り込められるような形での検討は今後していきたいということでございますので、まだ具体的にどう対応するというような話については定まってないということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まだ国では、国会に諮ってこれからということですので、なかなか先が見えてこないというわけでありまして、対応といってもこれからのことになろうかというふうに思いますが、そこで、平成24年度から一般会計からの繰り入れによる地域支援事業についてお聞きしたいというふうに思います。市町村が行う介護予防等を支援する地域支援事業交付金が国のほうでは拡充されるわけでありまして、これが前々から言われておりますように、国の介護保険の関与を市町村の事業に移して受け皿としていくということでこの地域支援事業が取り組まれているわけですが、この介護外しの受け皿づくりとなるこの地域支援事業、今予算ではどのように拡充をされてくるのか、その点について答弁がいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど申し上げましたように、地域支援事業につきましては、今回この国会で法案が制定され29年度から施行ということでございますので、その関係の部分についての26年度の予算というのは特別設けてないということで、その

実施の時期は、これは町で27年度、28年度は暫定的にやることは可能だと思いますけれども、最終的にはその時期がいつになるかというところで、予算計上というのはさせていただくことになろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 完全施行までまだまだだよということではありますが、しかしながら、本来この介護保険事業の中に組み入れられている地域支援事業というものは、生活機能低下の人に対する機能強化ということで組まれているわけでありまして。要するに介護保険を使わなくても元気に、要介護度が進まないようにするためにその残存機能をいかに長く持たせられるかということでもあります。そうした点からしますと、これは今回の社会保障制度改革によらなくても取り組まなければならないものの一つであるわけがあります。そうした点で特徴的に言えば、どのように町の事業として強化していくかということも必要ではなかろうかというふうに思いますが、そうした点で特徴的なものがあったらお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 現在の町の事業につきましては、地域支援事業の関係につきましては、当然介護養護事業として2次養護の対応とする事業、それから包括的支援事業の関係で取り組んでおるということでございます。今回の法改正によるものについての中身についてまだ、先ほどからまた繰り返しになりますけれども、今後当然そういったものについてはどう対応していくかというのは、これは考えながら取り組んでいかなきゃいけないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この介護一次予防施策や包括的支援事業につきましても、これは前年度と比較をするとマイナスになっているわけでありましてけれども、そうした点から町としては、この事業をどのように捉えられておるのかということではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 第5期の計画の中で、そういったそれぞれの年次の計画がされておるわけでございますけれども、その中で当然計画してあります事業、これについて予算計上させていただいておるというところでございます。実際にはその費用について必要な経費ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案の質疑を行います。本件は通告なしであります。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 公営企業会計の導入の準備が今回盛り込まれているわけでありましてけれども、そのメリット、デメリットについてお答えがいただきたいというふうに思

います。

今回、国のほうにあって言えば、平成26年度から3年間かけて準備、移行を進めるということでありませけれども、この公営企業会計の経営の原則というのは独立採算制の問題であります。そうした点からこの制度が導入されることになると、使用料の負担増加ということにもかかわってくるわけでありませ。そうしますと、これは下水道でも同じわけでありませけれども、この点についてメリット、デメリット、この点についてお答えがいただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この下水道の公営企業会計の移行につきましては、国がもともと公営企業13事業の中の水道事業など、既に義務化されているところがございますけれども、さらに民間並みの新会計とかそういったものがございませけれども、下水道事業についても現在の任意からその移行を義務づける方向が今出されようとしているというふうなことでございませ。具体的に平成30年度までにやらなければいけないかということは、これはまだ今国会の中でも上程されてる状態ではないというか、公営企業法の改正の今準備をしてるという状況でありませ、国のほうの研究会も今行われている状況であるということございませが、いずれにしても義務化については避けられない状況にあるというところで、幸田町としては下水道の建設事業、集落排水は既に終わってるわけですが、公共下水も8割以上、85%整備が終わってるというふうな状況からすると、維持・管理が主体の時期に入る、こういった中で公営企業として安定した下水道サービスを行うために、公営企業会計への移行の準備をこれから3年間をかけて行っていきたいというふうな考え方でございませ。この公営企業会計化につきましては、そのメリット、デメリットがございませ。歳入歳出のみの管理の官公庁会計方式から、いわゆる建設改良にかかわる収支の資本取引と管理運営にかかわる収支の損益取引を区分の明確化したり、また現金主義をいわゆる派生主義の経理記帳となるとか、資産の把握も財産台帳管理からいわゆる減価償却管理というふうな形で移行されると。また、簿記関係も単式から複式簿記ということで、資産及び経営状況を把握していく。また、出納整理期間も今は2カ月ございませけれどもそういったものもなく、いわゆる決算確定が早く、経営状況や財務実態が明らかになるというふうな形で、水道会計で既に行っておりますのでそういった部分では企業経営的のメリットがある反面、デメリットとしては日常経理という形での複式簿記、専門知識とか、またそういった部分での日常経理事務がかなりの手間を要するというようなことはもちろんございませ。県からもよく言われてございませけれども、下水道事業は今までは整備一辺倒でいわゆる建設端の仕事を職員が行っていたものが、これからは維持・管理が主体、しかも経理が経営端の部分の知識も必要だというようなことでそういった体制が求められてきてるというような状況が、これはデメリットというか課題としてあると。今委員が言われたような独立採算制という部分からすると、経理の明確化の中でいろんな問題点は出てくると、そういった問題点、デメリットというか課題を整理、対応しながら進めていくというふうなことを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これから3年間かけて準備をしていくよということではありますが、まずこの平成26年度予算におきましてはどのような準備をするのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この3カ年の計画の中で、大きく4つの3カ年の中で取り組む内容がございます。それは、まずは基本方針の検討。2つ目が資産の調査、評価。3つ目が法的化に伴う事務手続の組織体制づくり。最後、4つ目はいわゆるシステム構築ですね。そういった部分を大きく分けて4つがあるわけですが、これをまず1つ目の基本方針の検討ということが法適用の範囲をどうするか、全部適用にするのか一部適用にするか、そういった面も含めていろんな部分での基本方針を検討するための、まだ着手するためのどういった取り組みをしていくかというところがゼロからのスタートということになりますので、その部分では新年度につきましては、そういったゼロからのスタートに向かって方針を決めていくための作業に入っていきたいというふうな流れとなっております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず基本方針の検討ということではありますが、先ほど部長が言われました、水道事業において企業会計を行ってるからそのようにということであったわけですが、今回のこの下水道に当たっては、これは公営企業会計ということで企業会計とは違うわけがありますよね。ですから、その辺の違いというものもあるわけですが、具体的にはどのように違いがあるのか、ちょっとその点がよくわからない部分でありますので、その点についてお答えいただきたいというふうに思うわけですが、この公営企業会計にあっては、民間の企業の手法を用いての会計導入だということも言われているわけですが、要するに透明化を図って、そしてよく見えるようにして、またそれが使用料に反映していくということは、要するに不足分があれば、これは使用料の値上げが行われるということにもつながりかねません。その点について、もう少しわかりやすく説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 公営企業会計の形になるわけですが、もちろんその下水道という公共性の中での取り組みということで、例えば繰入金とか起債の関係、これにつきましてもある程度公共性があるという部分でそれらを加味しながら、使用料の算定ももちろんそういった収益性の中の判断が出てくるわけですが、かといって収支が合わないからといって、それが一概に使用料の値上げというふうな形にすぐつながるものではないということら辺は、ほかの自治体で既に移行されてるところもございますので、そういった部分での情報を把握しながら、なるべくもちろん使用料のそういった部分での住民サービスの低下につながるようなことはないように進めていきたいというのが大前提にあるわけですが、これは見える化することによってその部分がはっきり見えてくる中でどのように判断していくか、これももちろん議会の御理解をいただきながらいろんな面に取り組んでいくことになるかと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 公営企業会計導入についてのメリットというのは、これは要するに見える化がメリットになるということですか。そうすることによって、例えば今回のこの集排について言えば、これは整備が既に終わっていると、これから維持・管理の部分に入ってくるということであって、そうしたこれからの整備一辺倒から、集排にあってはですよ、維持・管理のほうに回ってくるからこの辺に見える化したいということでのことなのか、また下水道にあってはまだまだ拡大が図られているわけでありましたが、それは後ほどいたしまして、その点でのメリットというものがなくてないわけでありましたが、その点について今のままではできないのかということでもあります。その点についてお答えいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 集落排水につきましては、こういう形で13地区が既に整備が終わってるという形で、幸田町はいち早くこういった事業に取り組んでいるわけですが、これを公営企業会計に移行するかどうか、この辺も実は今先ほどの方針の件と、こういった中でもどこまでの範囲を企業会計にするかというところ辺も、もちろん来年度決定するわけじゃないんですけども、そういった部分の今委員が言われるようなメリット、デメリットも含めた部分を検討しながら進めていくということをごさいますて、一概に今確実に見える化するからどうのこうのという部分では一概には言えない部分がございますけども、今集落排水についてはそういった維持・管理のほうにシフトしてるという状況でございますので、そういった中でいわゆる経理の明確化、またその健全性をしっかり確保するという面でも、この公営企業会計化への動きというのは、法律改正による義務化も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この集排事業は農水省が奨励して、全国的にも農村部を中心にして普及、拡大が図られてきた。幸田町もかなり無理な形の中で、単年度で2地区という形の中で事業の進展を図ってきた。その関係も含めて一時期の財政負担の増幅という形から、今は先ほど答弁がありましたように維持・管理が中心的な事業だと。こういう中で集排を導入してる市町村の悩み、そして要求する共通事項というのは結局それぞれの地域、幸田でいきますと13地区に集排の処理施設があります。単独でそれぞれが処理場を持ってるということで極めて効率性が悪いということでもあります。企業会計をやることによってメリットやデメリットだといったときに、じゃあその視点がないんじゃないかと。なぜ全国の集排が共通の要求であり、悩みになっている汚水処理場を単独という形よりも、その市町に下水道があるかないかはいろいろございましょう、しかし下水道があるならば、そこへの接続をすることによって単独の処理場の負担、維持・管理も含めて軽減されてくるし、現にやっているとところもあります。いろんな条件があります。いろんな条件があるけれども、集排の水管を下水道の水管に接続して単独の汚水処理場を設けない、こういうところもあるわけですよ。そうしたときに、そういうものへの移行について、あるいは県下の動向についてどういうふうに把握してるのか、答弁をいた

だきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この集落排水事業、13地区で管路の延長が106キロございます。全体で267キロですから、約4割ぐらいが集落排水の管路の部分になってございます。こういった部分の老朽化とかこの管理部分も含めて、実際にこの13地区それぞれの処理場で処理をしているということでございます。そのため効率が非常に悪いと。実際、例えば1トン当たりの処理原価としても、集落排水は、もうこれは24年度の決算統計からの数字でございますけれども、1トン当たりの処理原価が集落排水は203.3円、1トン当たりでございますけれども、公共下水では49円ということで50円弱。いわゆる4倍の処理原価がかかっているというふうな状況でございます。そういった面では、何とかその公共下水のほうへ統合するという形での取り組みというのは、これは長年先輩方もいろんな部分で検討してきた状況でございます。そういった中で、今新栄地区のように設置してから、供用開始から30年近く経過しているという老朽化も修繕更新が大きくかかわってきているという中でございます。しかし、長年このように統合というか公共下水への接続というのを取り組んでおりますけれども、農水省との調整、国交省との農水省との調整、環境省も含めてですけども、そういった部分での統合というのはなかなか、事業目的が異なるというところから長年の課題となってきました。しかし、今は全県下の景気のいわゆる汚水適正化処理構想が24年の3月に今のものがございますけれども、そういった中ではいわゆる汚水処理事業間の連携により、効率的・効果的な事業推進をすべきだというようなことが掲げられておりますし、実は今新たな処理構想見直しを行っている中で、ことしに入って1月30日付で、これは農水省と国土交通省と環境省、3省連名にての各市町村長への通知がきたわけですけども、いわゆる3省統一の持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の策定マニュアルというものが出されて、今後中期的には10年間、長期構想では20から30年とっておりますけれども、そういったいわゆる県の全県構想の見直しの中でのそういった動きがございます。実際、これ今通知がきたところで3月14日に、今週末ですけどもこの構想づくりの説明会があるということを知ってございます。そういった面では、こういった説明を受けながら、今3省連携してそういう動きが始まってきているというところから、何とか幸田町としては集落排水を先進的に取り組んできたという経過から、また経過年数も長いということからすれば、こういった構想に素早く入っていききたいというふうな考え方を持っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、早い遅いはそれぞれの自治体によって違います。しかし、単独で集排事業に取り組んでるところの自治体の共通の悩みというのは今説明もありましたし、私も申し上げた。そうした中で3省、いわゆる農水省と国交省と環境省、これが汚水処理適正化という形の中でマニュアル化をしてということですが、その関係の通知の関係が3月にきましたよということですが、一つはその通知文については資料として提出いただきたいということ。それからもう一つは、そういう動きの中でも自治として、3省が絡んでくるとなかなか縄張りをきかかんさすとや、調整が極めて難しいという中で

も現に集排を設置している自治体の維持・管理、あるいは今答弁ありましたけど、幸田の場合は管路の老朽化というのは出てくる。管路の老朽化だけじゃなくて汚水処理施設の老朽化、機能強化という形の中で幸田町も全体的に機能強化を図っていく。こういう財政負担というのはついて回るわけですよ。ですから、そうしたことも含めていくなれば、私は既に実施している、先ほどもあるけれども、自治体で集排の水管を下水管に接続するという点で、3省の待ちではなくて、3省待ちは3省で進めていただきゃいいんです。だから、幸田町としてそうしたものについてどういう取り組みをするのか、相手がやってくれるのを待って眺めてきてるのかと、そういうことなんです。能動的に幸田町として抱えてるこの問題や悩みを解決する方策というのは、やっぱり先ほど申し上げたとおり、単独の処理というのは非常に効率が悪いし、財政負担もあるという中で、下水道の污水管への接続については単独でどうするのかと。3省の関係は関係で、またそれはそれでいいですわ。そこら辺の答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 国からの通知文が今私の手元にもございますけども、1月30日に国から県に出されて、実は県の建設部長、環境部長、農水部長の3部長連名で3月5日に市町村長へ到着してるということでございますので、この文章につきましては、議会のほうに要求資料として提出させていただきたいと思っております。また、今言われたこの実際に公共と集落排水の関係につきましては、実際にはかなり地形的な部分で、ちょっと答弁になるかわかりませんが、13地区が全てが公共下水道に接続するのが妥当なのかどうか、地形的な部分ですね。かなり離れてるところですとなかなか、事業費とその採算性からしてなかなか難しいではないかということもある。それは今後の今の検討を早目に行いまして、そういった地形上とか地理的な部分、こういったものも踏まえながら、県へのそういった構想への位置づけの前提となる幸田町の集落排水の今の性格部分、こういったものをしっかり分析して、またその効果、こういったものをしっかり資料としてまとめ上げていけたらということで、もちろん補助金返還とかいろんな面での負担金、受益の負担金への影響とか、そういった面もないことはないわけでございますので、そういった部分を今後の国の動き、3省の動きを踏まえて、町としてもしっかり全面的に努力していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 資料の提出はいただけるということでございます。ただ、今気になるのは、13地区がすべからず全部下水道に接続することがいいかどうか、費用対効果だよと。それはあると思うんですよ。しかし、13地区の置かれている状況は全部違っただとしても、その施設そのものはずっと永続するわけですよ。集排から下水に全部切りかえていくというなら、それは知らんけども。しかし、集排という施設そのものは永続したときに費用対効果のそろばんをどういうところに基準をおいた、いわゆるどういふスタンスで眺めていくかというのは、これは非常に問題だと思うんですよ。だから、そうしたものを費用対効果で、言い方は悪いけどマイナス効果を出そうと思ったら、それは幾らでも操作できる。しかし、施設そのものは永続するものだ。それは、憲法で保障された健康で、文化的、衛生的なという国民の権利を実現するための集排施設だと

いう観点がなかったら、そろばん勘定でどうなのかという点でいきますと、私はいかかなものかなというふうに思います。そうしたことも含めて、私は少なくとも施設がこれから永続していくときに3省の取り組み、それはそれでできるだけ早く具体的になるような進め方をしてほしいと。しかし、それが出てくるまでには相当時間がかかるだろうと。しかし、その時間がかかっている段階でも幸田町の財政負担というのはついて回るわけ。そうしたことも含めていくなれば、私は単独で含めて、関係市町村との連携もあるかもしれませんが、やっぱり単独で取り組むような形の中で問題をジャッキしていくということは必要なことだというふうに思います。

次に、企業会計の関係に入りますが、この企業会計への導入ということのメリットが何なのかというのがさっぱりわかりませんよ。公営企業化にすると、先ほどのあなたの答弁でくと、経営が安定しますよと。何でそんな簡単になるの。企業会計だったら経営が安定化します、経営の内容が見える化になりますよと。それは取ってつけた理由ですよ。言うならば、例えばここに企業会計がありますと、集排も下水もそうですが、資本金がまずあります。資本金の中には2つある。自己資本金と借入資本金、こういう会計処理をする。自己資本金というのはまさに自分の資本金。借入資本金といたら、幸田でいけば集排はあとわずかだな。下水道はかなり持っている。その減資は何かといたら起債ですよ。借入資本金と、こういう項目で資本金の中の問題を曖昧にする、こういう企業会計。

それから、もう一つは貸借対照表。この貸借対照表の関係からいったら、それはまあどうにでもなりますわ。減価償却と資産評価はどうするかと。これはまさにそろばんではじいて、要は貸借対照表というのはバランスシートと言われるように、貸方と借方が同一になると。同一にするためにはどうするかということの問題。そういう点からいけば、減価償却の関係と資産評価をどうするかということによって幾らでも変わってくる。幾らでも変わってくるということは、この会計を導入することによって幸田町の集排事業を赤字体質にすることもできる。黒字体質にもできる。それはなぜか、自己体力がないです。自分のこの企業のといっているのは体力はない。基本的には企業会計による、いわゆる住民にもわかりやすく言えばね、何が財源かといったら使用料だけですよ。使用料で維持・管理費や起債の償還が賄えるかといったら、賄えていないわけだ。一般会計から繰り入れをしてバランスを取って住民負担を抑えながら、そして償還をしていく。こういうのが下水にしても、集排にしても一緒。そうしたときに、なぜ企業会計だったら安定化するのか。安定化せえへんですよ。だから、要は企業会計のさまざまな手法を使って赤字体質をつくるのか、幸田町が抱えてるように、起債を償還する財源さえも使用料では賄えきれないと。賄えきれないから一般会計からの補填をする。そういう仕組みの中でどうしていくかということしかないわけ。それが企業会計のメリット、デメリットという形の中でどう位置づけられるのか。官庁の会計がどこに問題があるのかというものをもうちょっと整理しなきゃならないということと、あなたの答弁でいきますと、まだ法として決まったもんじゃないですよ、国は研究を進めておりますよと。しかし、いずれは義務化されるだろう。そういう形の中で先走りをしておるのかなというふうに思う。そうした中で、先ほどの質問の中であなたは答弁してへんけども、じゃあ義務

化する、義務化したことによって既にやっているとありますよというあなたの答弁。義務化することによってどういう問題が出てくるのか。今申し上げたとおり、内容も含めて、まずそこら辺から答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、前半部分のいわゆる起債の残高部分につきましては、集落排水は今13億8,000万程度の起債の残高、また公共下水道は35億、合わせて49億、おおむね50億の規模の起債があるという中で、そういったものの償還がこれからの課題としてあるという中での公営企業会計について、そういった勘定部分の中でのろんなやはり見える化をしていく。これが経営の安定化にすぐつながるかというところではないというのは、私の言い方がまずかったのかもしれませんが、安定化を目指すわけですが、それが即すなわち安定化するから企業会計という形ではございません。まず見える化をすることによって何が課題であるか、その辺に見える化していきたいというふうなことでございます。また、今義務化という形はないと、いわゆる今は任意の状態であるし、全部法適用するか一部適用かということでございますけれども、答弁になるかどうかはわかりませんが、例えば任意で適用している岡崎市とか豊田市の状況でございますけれども、こういった岡崎市では適用化したことによって、そういった財政の締めつけ、いわゆる繰入金の関係ですね、こういった面でのかなり厳しい見える化になる部分が明確になってきてるところが課題となっているというようなことは聞いております。また、豊田市についても同じような形で、それが委員が心配されてる料金への反映、これが豊田市でも同じような考え方がございますけれども、今聞くとことによると、25年度がその料金改定見直しのそういった時期ではあるそうですが、据置きという形で改定はしないというふうな形で、この公営企業としても、またその中の公共性の高いこういった事業についての理解を得ながら行っているということでございます。また、今この検討を進める上でそういった、こういった形で公営企業化の移行をしていくのがいいのか、この辺も検討材料の中に入れてございますので、こういったものも調査する中で、また議会の関係にもお諮りしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この債務負担行為は今年度を含めてというふうに理解するわけですが、今年度を含めて26、27、28、この3年間で、債務負担は27、28で1,730万ということですが、こういう形の中で進めていっていくということは、もう義務化のほうは現在研究会でどうするかこうするかということとかも、義務化の関係はこの次元のサイクルで入ってきますよと。例えば、義務化されたときには経過措置というのが要るんですね、どんな場合でも。制度を変えたら法律ができた日から即やれということじゃなくて、経過措置として一定期間が必要。それはどんなふうにもてみえる。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、経過措置とかそういった部分でどのような義務化がされるかというのは、我々も把握できていない状況でございます。通常一部適用、財務部分だけの適用とか、また全部適用だとか、その部分はまだはっきりしてございません。ただ、

今幸田町がこれを債務負担で3カ年をかけて取り組むという背景には、まずそういった動きのある中でどこまでが適用させるべきなのか、その体制も含めた部分、また期間とかその時期、この辺も検討していく必要があるじゃないかと。また、それを検討する上ではある程度の先ほど申し上げた資産の調査評価とか手法、そういった部分の検討、そういった財産の部分の調査も含めたところを検討していく中で義務化の範囲がどこまでか、またその移行期間がどうなのか、こういったものもこの進めていく中で情報を得ながらその方針を決めていきたいということをごさいます。今現在このものがはっきりわかってるものではございません。ただ、早くこれを26年度から着手することでそういった検討のテーブルに載りながら、幸田町にとってどの手法がいいのかというのを生み出せるんじゃないかという意味合いを持って、この予算を予定しておるということをごさいます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、結局今まではあなたの答弁を聞くと、幸田町が前足をかいて先走りしてるな、こういう印象でしかない。そうしたときに、その必要性というのはいろいろ言われるけれども、企業会計にしたら経営が安定化するって、いや安定化を目指しますと。そんなのどうにでもなる。だから、それは基本的に下水もそうですが、貸借対照表と3条予算、4条予算という仕組みを入れるだろうと。集排に限っていけば、4条予算はあってなきのごとくとは言いませんが、それは3条でも十分できる内容、4条でなければやれないような事業というのはない。そうしたときに、この貸借対照表と4条予算、3条予算、収益勘定と資本勘定という仕組みの中で泳ごうと思ったら、どこかに無理が生じる。そうしたときに、その無理をどういうふうに解消していくかといったら、住民負担を強めるしかないというのが短絡的な言い方をしますけど、そういうふうになってくる。といったときに、じゃあ、今あなたの言われているように28年度まで1,730万、それは先走りじゃないのか、幸田町が前足をかいてるんじゃないですか、この点について説明を。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この予算について債務負担で3カ年をかけて取り組んでいくということで、当然まだ義務化されていない状態でこれに予算審議をしていただくという形であるわけですので、この辺は確かに先行をきって行ってるという状況ではございます。ただ、実はもうほかの市町の状況も把握しますと、県下では13市町だったと思いますけども、来年度取り組みを始めるというような状況でございます。幸田町としましては、今質問にあったいろんな不明なところをまたどのようにやるかというのがはっきりしないという中で、この委託をかけながら進めていきたいと。その委託については3カ年の債務負担で取り組んでいく、こういったことである程度の技術提案を受けて、プロポーザル方式というのが妥当ではないかと今考えているわけですが、その方式もまた検討の中でこれからやっていくわけですが、プロポーザル方式で技術提案を受けて、それからその業務内容を決定して、価格を決定していく形で進めて、3カ年の契約を進めていきたいというふうな流れになっておりますけども、もちろんこれは今回の予算化については、特に議会へのお諮りをしてなかったという面がございます。そう

いった部分では、この発注に当たっても議会へお諮りしながら進めていきたいと思っておりますが、これがおおむね3年程度かかるのが通常の流れということでなっておりますので、その部分は早目に着手し、これにつきましては実際に先ほども申し上げましたように、ほかの市町も同じように取り組むということで、失礼しました、13じゃなくて16市町が26年度で委託予算を計上しているということでございますので、こういった部分、これ全国展開はされるわけですので、各団体によりそれぞれ状況が違う、もちろん経営状況が違う、また集落排水がどの程度入っているかというようなところもある、大きなところ小さなところもありますので、こういった委託をかけることを直営でやる部分はほとんど、方針とかそういうものはもちろん直営ですけども、なかなかシステム改修までとなると全体的な委託が必要になってくるというところからすると、後手に回ってしまうとこういったコンサルへの発注部分もなかなか自由度がきかなくなってくるということがあるということも実はこのプランにありまして、早期にこの予算化をお願いして、着手して、その中で検討して、3カ年である程度の成果を得たもので幸田町にとって適切な方針を決めていきたいというふうな形で考えてございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じく、今度は下水道会計でありますけれども、85%が下水道事業が終わっているよということでありますが、しかしながら、幸田町は都市化を進めていく区画整理事業を進めていく中でまだまだ区域の拡大ということも出てくるわけがあります。そうした点から整備に取り組まなければならない、こういうときにあって、この事業に取り組むためには、一般会計からの繰り入れとあわせて起債対応ということも考えられるわけでありまして、そういうことからいたしましても、今回のこの企業会計を導入していく準備が果たしてどうなのかということでございます。先ほどと内容がかわるわけでありまして、今回この準備についての、この下水道にあってはどうかという点でお聞きしたいというふうに思います。

それから、ほかの自治体の動向ということで、16市町村が来年度委託方式で取り組むよということでありますが、既に取り組んでいるところもあります。先ほど言われました岡崎市と豊田市の事例を出されましたが、非常に大きな自治体であります。私どものような小さな町と違いまして、やはり事業団を持っているところとか、下水道局を持っているところとかその体制も違うわけですが、こうした特別会計を持っている自治体で、ほかの自治体で既に取り組んできているというところについて、その市町の名前を挙げていただきたいということと、それから16市町村が来年取り組む、その市町村名も明らかにしていただきたいわけがあります。

そして、また今回この準備に当たってはプロポーザル方式で委託したいということですが、この業者は何社ぐらいあるのかということですが、この点についてもお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、下水道事業の中でそういった公会計に取り組むという部分の1点目の質問でございますけれども、今下水道会計については、実際に繰入金を集排と合わせて毎年6億から7億を繰り入れているわけでございます。全体で一般会計からすると、一般会計の繰出金が12億から13億だと思いますけれども、そういった中で半分程度が下水道関係の繰出金という形で、これは全国的にもそういった実情になってございます。それが今全国的な部分で繰出金のシェアが多いというところ辺が指摘されてきているというところ辺から、その義務化という部分も一つの背景にあるのかなとは思いますが、それだからといってこれを繰り出しを減らしていくとか、そういった部分の変え方はないわけでございます。これは岡崎とか豊田の状況もそういった部分で公会計になったからといって、そういった部分での影響はあったというような形ではないと。

愛知県下の状況、2点目のものでございますけれども、名古屋とか豊橋は地方公営企業法が適応されたときから既にこの下水道もそういう適応をされているわけですが、岡崎市が平成24年度から、また豊田市が平成23年度から適応という形であると。安城市が平成26年度から幸田町と同じように基礎調査から進めていきたいという形での計画になってございます。そういった面では愛知県の中で、私の集計ですと13なんですけど先ほど16と訂正させていただきましたが、この辺の数につきましては確認した上でその一覧表を、いわゆる来年度取り組む予定と、これは我々が得てる情報ということでございますが、そういった部分でのものを確認した上で提出させていただきたいと思っております。

あと3点目のプロポーザルにつきましては、この方式で行うかどうかというのはもちろんこれから検討するわけですが、今我々が通常こういった実績のあるところというとなかなかないわけですが、今うちのほうで考えている企業としましては、7社ほど一応考えてはいますが、これも、これを聞き取ってどうのこうのという状況ではございません。我々が予算化する上で、こういった部分が可能性があるかないかというところでございます。ただ、これは、これからこういったほかでの実績とか、また幸田町の規模でこういったスケールのところでの実績またその可能性、こういったものを把握しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど集排の関係でも言いましたように、この公営企業会計へのというものに求められるのは、やはり独立採算制というのが原則であります。そうした点で、こういう原則ではなくて今部長が言われますのは、やはりこの使用料値上げにつながる形の中で企業会計を取り入れていくよということを言われたわけですが、しかしながら、そういうことが可能なのかということでもあります。企業会計と違ってあくまでも公営という名のもとに行われるわけですので、その辺のところはその使用料の値上げがどれぐらいまでになるのかというのは、これはその自治体によって変わってくるわけでありまして。しかしながら、そういう原則的な会計方式が求められるということは、これは公営企業会計におけるものではないかというふうに思いますので、今取り入れられていないからといって、そういう使用料値上げに即つながらないよとい

うことはわからないわけでありますので、断言できないというふうに思うわけでありませう。そういう関係からやはり下水道というのは、そもそもその日常生活を送る上で基本的な自治体の取り組みサービスの一つであります。そうした点からすれば、本来ならこれは全て住民が納めた税金で拡幅し、そして運営をしていく、そういうものでありますので、そういう自治体の持つ基礎的なサービスが果たして公営企業会計になじむのかという問題であります。その辺のところの考え方をもう少し詳しくわかるように説明がいただきたい。なぜ、公営企業会計で取り組まなければならないのかと。部長はこれから維持・管理の時代に入ったと、安定した下水道事業を行うためにやっていくよということでもありますけれども、その辺のところを、なぜこういうのが今出てきたのかと、その点についてお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際にこの公営企業会計化につきましては、もちろんそれが安定化にすぐつながるというものではないということら辺と、それから繰出金、繰入金の関係とか、いろんな部分で制約がないということは全くないわけでごさいます、これは見える化することによって議会の御理解をいただきながら、そういった見直しということも大いにあり得るのではないかと思います。ただ、今の岡崎、豊田の中ではそういった部分は見送っているという状況であるということで、当面はそういった部分はないのかもしれませんが、将来的にはもちろん安定化のために予測されることだと思います。ただ、それが住民サービスの低下につながらないようにする部分は考えていかなきゃいけないと思いますし、実際にこれははっきり今の御質問にお答えすることができないんですけども、やはりこういった見える化を行うことが、法律改正による義務化の背景にあるということら辺は、これは全国一律でそういった部分での取り組みであるということでごさいますので、それに前向きに、いわゆる拒否するのではなく前向きに幸田町に合ったそういった移行の仕方というのを考えていく、知恵を出していくというようなことが必要ではないかということ御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特別会計の中には公営企業会計とは違うわけでありませうけれども、同じような似たような取り組み方で住民負担というものが求められているのがありませう。それは国保会計それから後期高齢者、そういうものが、企業会計とは違いますよ、違いますけれどもほぼこの住民が支払う保険料などによって賄ってくる。後期高齢者医療について言えば特にそうですよね。保険料によって負担が求められてくる。加入者がふえればふえる、また医療費が高くなればその分保険料となってふえるわけでありませう、今回これも今度は特に公営企業会計ということでありませうので、より住民負担というものが強まる可能性が予測されるわけでありませう。そこで事前要求資料に出していただきました下水道使用料、1カ月当たりの両親と子ども2人のモデル世帯での平均使用料が、これは使用料金だけでいいませうと2,350円、そして1年間にしますと2万8,200円という数字が出てありませうけれども、これは水道料金の約7割という形の中で算定されてありませうが、これが例えば公営企業会計になるとしたら、この使用料はどういうような算定のもとでやられるのか、その辺はまだ具体的には決まらな

いかと思いますけれども、現在取り組まれている例ですね、名古屋市の事例とかそういうところではどうなるのかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今上水道と下水道との比較の部分での使用料の部分でございますけれども、これにつきまして、下水道について公営企業会計に移行することによってどのように使用料がなっていくかというのは、我々もはっきりわかりません。また、ほかの地区についてもそれぞれの収支の関係でのもので計算されるものでございますので、どうしてもその部分は各市町で違うということになると思いますし、もちろん収入でもって全てを賄うという考え方は今の段階でもなかなか難しい状況でございます。そういった面での使用料については、算定の中にそういった政策的な部分も入っておるわけでございますので、それを一概に算定をどのように変えていくかということら辺のほうについては、今の段階ではお答えするという形ではちょっと不可能でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 前の議案もそうでしたが今回の議案でも、どの言葉尻を捉えるわけではないけど、言葉をもてあそんでるなという意味合いが非常に強い。公営企業会計を導入すると安定化しますよ、安定化を目指しますよと、こういうことですよ。じゃあ、その裏返しとして現在の官庁会計の集排と下水は不安定だと。不安定だという言葉がいかにあったら安定性に欠けるということにもなる。だから、公営企業会計を導入することによって安定化を目指す、安定化すると、こういう組み立てですよ。ですから、じゃあ今の会計はどこに不安定さがあるのか、どういう問題があるのか。そして、その問題を解決するために企業会計を導入したら安定化しますよと、こういうことですよ。そこら辺の説明をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 安定化を目指すという中でのごさいますけれども、実際に起債の関係とか繰入金の関係、先ほど答弁させていただいたような状況、こういったものがある程度の影響がある。ただ、特別会計だからそれが安定していないとかという部分に捉えられとなかなか難しいところがございますが、今、先ほどの繰入額の比較とか、これからの償還のことを考えていく、将来的な持続可能な下水道事業を取り組む上では、そういった企業会計に移行することが妥当であろうというのが一つの国の考え方から来てるものでございます。それが、今現在がそれが幸田町にとって問題なのかという部分は、私どもはそういった部分には思っていないわけですが、今後の将来的

な流れの中でのことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今どうのこうのという問題じゃなくて、要は現在の会計の処理の仕方は不安定性がありますよ、企業会計を導入されますと安定化あるいは安定化を目指しますよと。その内容は何だといったら起債の償還だと、他会計からの繰り入れの問題だと、こういうことに尽きるんですよ。じゃあ、それを具体的にはどういうふうな形の内容で進めるといふふうですか。起債の問題だと、あるいは起債の償還の問題だと、さらに他会計からの繰り入れの問題だと。じゃあ、それを突き詰めていくとどういうふうにこの会計が操作されるのか。会計への影響というのは住民への影響に結びついてくるわけですから、そこら辺はきちつと行ってください。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この企業会計の中身について、私どももまだこれから調査、研究していくわけでございます。そういった中で、いろいろ会計方式の中で何か幸田町にとって、今の起債の償還繰り入れ、償還の部分が大きいと思ひますけども、そういったものの経理上の取り扱いの仕方、こんなものをいろいろな考え方を駆使しながらなるべく安定化に向かっていく、今現在よりもより安定化に向かっていくような形の試算をしていながら、こういった業務に進めていきたいと思ひております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということはあなたの見えてくる今の内容は、結果的には問題は起債の償還ですよ、繰り入れの問題ですよということですよ。そうしますと、じゃあ今の会計で何をやってるのかといったら、先ほども申し上げたけれども、2つの会計とも住民負担の使用料では起債の償還財源さえも出ないと。しかし、そんな企業会計はないよと、こういう組み立てですよ。ですから、その償還についての財源は他会計からの繰り入れによって賄うのは不正常だと、企業会計としてあるべき姿じゃないんだよというところに結論を導いていけば、おのずからその方向性が出てくるし、それは住民負担の増強ですよ。それが企業会計における安定化を目指すというものの言葉の中身ですよということですが、間違いないですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今言われるようないろんな考え方もあるかと思ひます。また、持続可能な部分という中では今後の更新に向けてのそういった資産の運用、こういった部分も当然この企業会計の中で含みながら入れていくということがございますので、総合的に考えながら取り組んでいきたいと思ひております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、いろんな考え方があるよ、そりゃあ、あるでしょう。いろんな考え方がある中で企業会計を導入するということからいけば、企業会計の本質は何なのか。独立採算制です。独立採算制が企業会計の大原則と。その中でどういう選択肢やら考え方があるかという問題だということですよ。それともう一つは、普通会計と一般的にはいろいろあるけども、こういう今のような下水にしても集排にしてもやってくると持続可能なことにはならんと、いずれね、顎が出てへたばっちゃうよという論法です

よね。持続可能という点からいけば、今の会計からいけば持続可能じゃないんだと、安定性もせんならへんよと。だから、蛇によって企業会計を導入することによって安定し、持続可能だ。あなたは言葉の遊びばかり出す。その言葉の遊びの中の中身は何なのかといったら、自己財源が極めて少ない中で支出をする項目、費用負担が大きい。この費用負担を他会計から繰り入れをする、あるいは企業債の償還もあるよと。それは基本的に独立採算制でいくなれば、住民が負担してしかるべきだと。つまり受益者負担論だ。受益者負担論が企業の安定化を図るところにつながる。ですから、この企業会計というのは冒頭でも申し上げたとおり、どうにでも操作できて赤字を生み出して、その赤字の補填のために住民負担をより一層強める。そういう企業会計の方法にすること、あなたはいろんな違う言い方をするけども、まず安定化をさせることだ、他会計から繰り入れをすることの問題、起債の償還財源どうするかと。そういうものをきちっとさせて持続可能な制度にすること。こういうことですよ。そうじゃないですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今言われる住民負担いわゆる受益者負担という形が、この企業会計の中でのいわゆる独立採算制という部分ではそういった部分はいたし方ないかもしれないんですけども、実際にそういった今の課題について、動きとしては、流れとしてはそういう方向にある中でいかに経理上の部分で駆使しながら、また言葉遊びでという形で言われてしまうと私も何も言えなくなってしまうんですけども、持続可能なような安定した部分を目指していく、これは下水道事業として、今幸田町の1万世帯以上のその下水道を維持していく上で、健全にしていきながら進めていきたいという考えのもとで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企業会計をやったら途端に打ち出の小づち式でどんどんどん必要な財源が生まれてくるなんてことはあらへんわけです。あなたが今言われたように、持続可能で安定化を目指すのが企業会計ですよといったって、もう選択肢は2つしかないですよ。一つは現行のままの会計処理をするのか、それとも企業会計という独立採算制を原則とする会計に移行するのか。じゃあ、独立採算制を原則とする企業会計に移行する、移行することによって持続可能で安定した制度やら会計にするといったら、先ほど申し上げたように打ち出の小づちがない中でそういう会計をやれば、これから起債は、今度全部起債はやるでしょう、償還の財源も企業会計でやるでしょう。そうしたときに、じゃあどこに求めるのかその財源をということですよ。先ほどあなたが言われたように、これを進めることによって見える化だと。これも言葉の遊びです。何をやったら、これをやったら見える化になるのか。じゃあ、今の会計は極めて不透明で黒い霧がはってるのか。公明正大な会計処理の仕方と。見える化だといったら何が見えていないのか、今の会計の中で何が見えてないのか、企業会計をやったら何が見えてくるのか、明らかにしてくださいよ。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際に見える化という中では、企業会計の最初の答弁でさせていただいたようなものでございます。例えば、いわゆる資本取引と損益取引との区分を

明確にするとか、現金主義から発生主義にするとか、いろんな減価償却とかそういった部分での考え方、これはあえて申し上げることはないと思いますけども、そういった部分で見える化をすることで企業経営的な発想でこういったものを、いわゆる単年度部分の予算という部分ではなく、いわゆる継続的な経営状況、こういったものが見える化していくという形が一つの流れとしてあるということでもあります。これが今までそれがなかったのかというわけではないわけですが、今の流れとしてその部分を継続的な、また将来のそういった更新も含めた、維持・補修とかそういった更新を含めた部分も配慮しながらいろんな部分で経営の安定化という部分を示していく、そういった会計方式をこの流れの中で取り組むということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なかなかね、たらいのふちを回るような議論になってるわけですが、实际的にこの企業会計を導入すること自身にも無理があると、今の会計の中でどんな問題があるのか、どうなのかといったときに見える化ですよと言うけども、じゃあ企業会計やったら貸借対照表と予定の損益計算書、言ってみればそういうものを出してくるだけ。我が下水は、あるいは我が集排はどういう資産構想になってるのか。その資産をどうやって減免なり償却しながらどうやってくか、こうやってくかというだけの問題。そういう中へ、そういう会計の山の中に入って行って出口は何なのかといったら、こんな体質じゃいかんから安定した会計なり財務体質にしないかん。一般会計からの繰り入れは自立した事業会計とは言いにくいと。自立した事業会計でなかったらどうするかといったら、起債を借りる。起債を借りると赤字体質ですよ。赤字体質をどうやって解消するかといったら、打ち出の小づちがないので受益者負担を求めるよと。これが企業会計の仕組みでしょ。ですから、基本的に打ち出の小づちはない。ない中で自己資金をどう調達するのか。他会計からの支援を求めないよ、それが安定した財務体質ですよという組み立ての中でいけば、おのずからそういう方向に行くんじゃないですか。それが、あなたの言うところの見える化だと、こういうところに落ちついていくわけですが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今委員が言われたような考え方、そういった部分も懸念されるというところらは、これも国の中であるわけですので。そういった部分ではいたし方ない部分があるかと思いますが、これはあくまでも進めていく中で、幸田町の下水道事業が持続していくためのそういった部分として血を出しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 新会計制度について、お伺ひいたします。

今回、平成26年度の予算より新会計制度による計上がなされているわけでありまして、そういう中で、予算書の400から401ページに注記として重要な会計方針に係る事項に関する注記というものがされているわけでありまして、今回この新会計制度によってどのようなものがあるのかということでありまして、今回のこの新会計制度におきましては、民間企業会計に近づけて、地方分権にふさわしい経営の自由度を上げることを目的としたものということで位置づけられておりまして、昭和41年以来の大きな改正であるというふうに言われているわけでありまして、そこを詳しく説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） なかなか詳しく説明するというのが難しいものではあつて、私も勉強したてでございまして理解の度合いがちょっと難しいかと思っておりますけども、まず初めにこの見直しに当たって見ましては、平成21年度から地方公共団体の財政の健全化に移管する法律が全面施行されまして、地方公共団体の財政状況につきましては、地方公営企業や第三セクターの財務状況を含めて評価されることとなってきております。その中で地方公共企業の経営状況につきましてはよりの確に、よりわかりやすく説明することが求められまして、今回会計制度を、先ほど委員が申された昭和41年以来の大きな改正ということに、大きな見直しということになってきたわけでございます、これは民間企業会計との乖離を埋めるとともに、公営企業会計の透明性の向上を図るものということがうたわれております。これにつきましては、現行の民間企業会計の考え方を最大限取り入れたものとし、負担区分の原則に基づく一般会計等の負担や国庫補助等の公的負担の状況を明らかにする必要があるという、地方公営企業の特性を適切に緩和したものといった基本的な考えに基づいて改正されたと言われております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ありがとうございますとしか言いようがないわけでありまして、しかしながら、今回特徴的なものは389ページにありますようにキャッシュフロー計算書というものもつけなければならないということでありまして、このキャッシュフロー計算書によってどのようになるのか、その点については説明がいただきたいというふうに思うわけでありまして、要するにこの新会計制度によって、人口減少化において経営状況を透明化するということが持続可能な水道サービスを提供し続けるということがうたってあるわけでありまして、この会計制度がどういうことで経営の自由度が上がるのかということでありまして、いわゆる企業会計においては独立採算制ということで、一般会計からの財政支援というのはほとんどないわけでありまして、そういう中において、水道料だけで賄っていかなければならない中におきまして、この辺がどうなるのかということでありまして、その点についてお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） キャッシュフロー計算書が新たにつけられたということでございますけども、これにつきましては資金繰りの状況を明確にしまして、経営分析にしやすいようにキャッシュフローが義務化されたということでございます。損益計算書や貸借対照表などでわからない資金の動きを示すものでございます。資金収支の状況を示す

書類でございまして、今回は間接法を採用したと会計をつくった者から聞いておりますけれども、会計法は純利益に必要な調整項目を加減して表示する方法で、減価償却費など現金支出を伴わない経費に係る内部保留資金が明示され、経営状況を的確に情報提供できるということで、これ民間企業でも多く使われているということでございます。

次に、先ほど自由度と申されたんですけども、自由度というのがちょっとはっきり意味がわからなかったものですから、料金の関係でございまして、幸田町の水道につきましては安心して安全な水の供給ということ、また信頼性の高い環境に配慮した水道事業を引き続き運営するということで、耐震の関係で重要給水拠点の整備及び永野ポンプ場の更新等、大きな事業を行っていただくわけですが、これにつきまして近い将来に水道料金を上げていくというようなことは一切考えておりません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、固定資産の償却制度の見直しなどもこの新会計制度にうたわれているわけでありまして、そういう中で401ページの減損損失ということで遊休資産等の公開等がなされているわけでありまして、それもこの注記の中に含まれる、新会計制度によってより見える化をしたということにつながるのかということでございまして、今までこうしたものが提示されていなかったということから、そういうのがより明確化になったということなのかどうかということでございまして。また、固定資産の減価償却の方法というものが定額法ということで耐用年数が示されているわけでありまして、そういうものがこの新会計制度に盛り込まれているわけでありまして、その点についての今までとの違いというものについて、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 減損会計の導入でございまして、これにつきましては、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的免疫に比べ過大な金額となっている場合は適正な金額まで減額をするということで、減損会計を導入したわけですが、今回につきましては、水道施設として使っていないものについて、坂崎ポンプ場、里加圧ポンプ場を計上いたしました。これにつきましては、土地の評価と資産としてはあるわけですが、建物等建っておりますのでそれを取り壊した場合ですけれども、このような減損損失としてあらわれてくるということでございまして。

次に、固定資産の減価償却の方法でございまして、こちらにつきましては注記ということでございまして、地方公営企業の企業法の施行規則に基づき今回挙げさせたものの一部ということで御理解願いたいと思います。この関係につきましては、一番の重要な会計方針にかかる事項に関する注記ということで（1）固定資産の減損評価の方法から（2）引当金計上方法ずっとこれを書くということになっておりますのでそういうことで注記を書かさせていただいているということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、今度の平成26年度の予算から、このように円滑な移行が求められるとして挙げられるようになったわけでありまして。この新会計制度によって具体的にどのように今までの会計と違うのかということでございまして、その点につ

いてわかりやすく説明がいただきたいなと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 一番わかりやすいものとしましては、402ページをごらんいただきたいと思います。402ページの下の表でございますけども、2項の営業外収益の関係で上から5つ目ですか、長期前受金戻入とあります。こちらにつきまして、前年度ゼロ、本年度につきましては1億円以上の予算計上がされております。また、406ページでございますけども、3項特別損失の減損損失及びその他特別損失の関係につきまして前年度予定額ゼロ円でございますけども、本年度予定額として金額が上がっております。こちらにつきましてでございますけども、引当金の関係もでございますけど、まず補助金等に取得した固定資産の減価償却制度でございますけども、402ページの関係でございますけども、これは従来資本に計上されておりました償却資産の取得に伴いまして、交付された補助金及び負担金は長期前受金として負債に計上した上で減価償却の見合い分を順次収益化していくということになりまして、これにつきましては昭和44年度からの補助金につきまして、ここに戻入ということで入れさせていただいております。これについては、別に使えるお金ではありません。以前からの積み上がった補助金がこのようにありますということで示されているものでございます。

次に、退職金等引当金の計上です。各種引当金の計上を義務化されたということでございます。これにつきましては406ページでございます。先ほど坂崎ポンプ場と里ポンプ場の減損損失につきまして説明させていただきましたので、その他特別損失について説明させていただきたいと思います。このその他特別損失5,900万強でございますけれども、これにつきましては過年度手当、過年度退職給付引当金等と書いてあります。この手当につきましては賞与でございます、12月から3月分という4カ月分のものが手当として含まれております。また過年度退職給付引当金でございますけれども、退職給付金につきましては、支払い時に一括計上していた退職給付金でございますけれども、年度末に前職員が退職するものとして仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を今回計上させていただいております。また、その他引当金の中に貸倒引当金ということで未収金の債権のうち回収することが困難と認められる額、以前からの関係から未収金のうち数パーセントあるわけでございますけれども、あろうというものを貸し倒れに備えて計上するものでございます。以上が大きく変わった関係でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろ説明いただきましたけれども、要は今までの企業会計と今度の新会計制度との違いでどこが、変わった点はわかりましたよ、わかりましたけれども、それによるメリットは何なのかということをお伺ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 改正に伴いまして、民間企業における民間会計企業との差が埋まってきたということでございますけども、私にとっては民間企業の会計のほうは熟知しておりませんし、熟知というよりも見たこともありませんのでどのようなものかわかりませんが、そのようになってきたということで会計をやってみる方にとり

ましてはかなり近づいてきたなということで、公営企業会計が見やすくなったという判断だと思います。キャッシュフローの計算につきましては、資金繰りがはっきりよくわかるということでございます。利益がありまして、今どれだけ金があるから出し入れやってくると、最終的に当期一番頭に比べて本年度幾らもうかって、このような動きがあったから今年度末にはこれだけの現金が残るといふようなこととございますので、そのような格好で金の動きがはっきりわかるということでございますので、会計をやってみえる方にとってはわかりやすい会計で、透明性が出てきたというふうには判断できる会計になったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第2号議案から第15号議案までの14件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を来る3月25日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております、第23号議案から第31号議案の9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、平成26年度当初予算の9件は、議員15名を予算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により委員長の互選をお願いします。委員長の互選は、3月12日午前9時より議場において願います。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である、12番、内田 等君に願います。

審議結果は、3月25日までに取りまとめ、来る3月26日の本会議で報告願います。以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前11時46分

○議長（大嶽 弘君） ここで、皆さんにお願い申し上げます。

本日は、東日本大震災から3周年を迎えます。ただいまから、震災により犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、議場において1分間の黙祷をささげますので、御協力をお願いします。

皆様、御起立をお願いします。

(全員起立)

○議長（大嶽 弘君） 黙祷。

(黙祷)

○議長（大嶽 弘君） 黙祷を終わります。

御協力ありがとうございました。御着席ください。

本日は長時間、大変御苦勞さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年3月11日

議 長

議 員

議 員